平成２１年（フ）第２５３号
長野県千曲市大字内川1220番地の２
債務者　宮尾　清香
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７０号
長野県小県郡青木村大字当郷883番地１
債務者　山本　勝巳
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３９７号
長野県安曇野市豊科5176番地２　メゾントゥエルブ202
債務者　阿部　実樹
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０２号
長野県伊那市上の原6110番地　アルビオＭ・1101号
債務者　松井　浩二
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11825番地２
債務者　大槻　圭子（旧姓唐澤）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３７４６号
名古屋市中川区西日置１丁目９番12号　レオパレス日置通り102号
債務者　久保　敏康
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
名古屋市南区呼続３丁目15番38号　昭和マンション桜305号
債務者　岩元　秀樹
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
愛知県豊田市梅坪町７丁目１番地７　グローリアス豊田梅坪302号
債務者　赤木　洸輔
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
三重県津市上浜町３丁目127番地、住民票上の住所三重県津市高茶屋小森町2892番地73
債務者　松田　　昇
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３６９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地22棟105号
債務者　宮竹　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
兵庫県川西市栄根１丁目２番20号　202
債務者　笠井　久美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５０４号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―603号
債務者　山元由紀野（旧姓新田）
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４１号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口824番地の１　レオパレスベルデュール101号
債務者　岡田　隆志
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６５７号
兵庫県加古川市平岡町新在家96番地の２　サンライフＴ・ＯＮＥ102号
債務者　岡田　正三
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５１号
兵庫県加古川市加古川町美乃利376番地の14
債務者　木村　光一
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４２号
兵庫県姫路市大津区平松134番地　土居荘高木住代方、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１　プレステージ西飾磨Ⅱ207号
債務者　田口みち子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３８号
奈良県奈良市平松３丁目26番４号
債務者　川田　知恵（旧姓夏目）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所